

当院は厚生労働省よりかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に認定されました！

日本全国の歯科医院の3%しか認定されていません

かかりつけ歯科医とは

「か強診」とは、平成28年の4月に厚生労働省が新設した制度です。口腔機能の維持と改善により国民の健康寿命の延伸と生活の質(QOL)の改善を目標に、虫歯を防ぎ、歯を失わないために予防を定期管理(メインテナンス)することができる専門的な歯科医院の事を言います。かかりつけ歯科医とは、病気になったとき、真っ先に相談できる地域の歯科医院のことです。

この認定を受けているのは現在、日本全国の歯科医院でも3%未満です。

具体的には、「患者様のお口の中を良好に保てるように、定期的に管理をしていける歯科医院として認定された」ということです。

また、診療だけではなく、徹底した滅菌対策やその他高度器材の導入などを含めた、安心で安全な歯科医療環境の提供を行っている事など、厳しい審査を突破した上での認定です。

当院ではこれからも、かかりつけ歯科医として、皆様のお口の中のサポーターとなれるよう、より一層努力して参ります。



歯科外来環境体制加算の算定について

当院では、医療機器の洗浄、滅菌を徹底し、安全で安心できる歯科診療所の環境整備について、厚生労働省の定める施設基準に認定されています。

よって、歯科外来環境体制加算の算定を行なっております。

